



検査の要否、結果判明後の対応(待機期間、療養期間を含む)、修学(就業)復帰については、保健所等の指示に最優先で従うこと。不明な場合、指示がない場合は、積極的に自ら保健所等に確認すること。

- 濃厚接触者は、保健所等が認定する。
- 発症の有無に関わらず、保健所等から『濃厚接触者』と認定された者、抗原検査・PCR検査等を受検する(した)者は、学生は、保健管理センターの感染症申請Webシステムに申請するほか、行動履歴等を感染情報Formに登録すること。なお、保健所等からの連絡等、状況に変化があった場合は、その都度登録すること。教職員は所属部局の総務担当係にメールか電話で報告すること。
- 感染情報Formや電話等による行動履歴の確認において、更なる感染拡大の可能性が疑われる学生・教職員が確認された場合は、原因となりえる学生等に感染の可能性がないと確認される(PCR検査結果判明等)まで健康観察を要請する。特に、実習に参加した履歴がある場合は、集団感染を伴う感染拡大を招く恐れがあるため、関係者への連絡は漏れなく行うこと。
- 『保健所等』とは、受診・相談センター(保健所)、医療機関、保健管理センターを指す。
- 自宅待機する場合の『自宅』については、寮生は、『外国人研究者宿泊施設』、留学生は『国際交流会館3号館』と読み替える。自宅療養も同じ。また、自宅待機中に、検査結果が判明した場合は、速やかに大学に報告すること。
- 『療養期間』、『待機期間』、『健康観察期間』の起算日は、最終暴露日(陽性者との最終接触日)、検体採取日(検査日)、発症日のいずれかの直近の日の翌日とする。
- 濃厚接触者の待機期間については、教職員に限り、2日目及び3日目の薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認し、かつ、発熱等の症状がなかった場合、3日目から解除を可能とする。
- 症状があり陰性(マイナス)となった者や検査に至らなかった者、陽性者と接触し濃厚接触者と判定されなかった者も、感染の可能性があることから、原則、慎重な対応を要請する。『主症状』とは、発熱、頭痛、倦怠感、咽頭痛、喉の違和感等、風邪症状によくみられるものをさす。
- 『待機期間』、『療養期間』を経過し、修学(就業)復帰しようとする者は、保健所等から指示された療養期間・待機期間を経過していることを大学に事前報告し、修学(就業)復帰の可否を確認する。
- 大学の連絡先は、学生の場合、所属学部・研究科の学生担当係(留学生の場合は国際事業課)、学生生活課とし、教職員の場合、所属部局の総務担当係とする。

◆ 濃厚接触者の待機期間や、無症状患者の療養解除基準については、『濃厚接触者の待機期間の見直し及び大学等における感染対策の徹底等について(通知)(令和4年7月26日付付文部科学省高等教育局高等教育課)』に準じる。
 ◆ 修学(就業)復帰の判断は、『新型コロナウイルス感染症の患者や濃厚接触者の就業制限の解除に関する取扱いについて(周知)』(令和4年2月3日付付文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡)に準じる。